

平成 30 年 12 月 28 日

組合員 各位

にいがた岩船農業協同組合  
代表理事組合長 井上 敏雄  
(公印省略)

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成 30 年 12 月 27 日開催の理事会において議決しましたので、定款第 56 条第 2 項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、新潟県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

#### 記

##### 1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAI を導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

##### 2. 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日

以 上